

芦屋市手数料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現 行			
別表（第2条関係） 1・2の表（省略） 3 建設関係 (1)・(2)の表（省略） (3) 屋外広告物関係				別表（第2条関係） 1・2の表（省略） 3 建設関係 (1)・(2)の表（省略） (3) 屋外広告物関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	芦屋市屋外広告物条例 (平成27年芦屋市条例 第 号) 第6条第1項又 は第15条第1項の規定 による許可の申請に対 する審査	屋外広告物許可申請手数料	イ はり紙・は り札は、100 枚につき 3 00円 (100枚未満 であるとき、 又は100枚に 満たない端 数があるとき は、これを 100枚とす る。) ロ 看板並び に広告板及	1	兵庫県屋外広告物条例 施行規則(平成4年兵庫 県規則第69号) 第2条に 基づく許可申請に対す る審査	屋外広告物許可申請手数料	はり紙・はり札 は、100枚につ き 300円 (100枚未満で あるとき、又は 100枚に満たな い端数がある ときは、これを 100枚とする。) 看板並びに広 告板及び広告

改正案		現 行	
	<p>び広告塔によるものは、<u>5㎡未満</u>のものは、1枚又は1基につき 1,000円</p> <p><u>5㎡以上10㎡未満</u>のものは、1枚又は1基につき 2,000円</p> <p><u>10㎡以上</u>のものは、1枚又は1基につき 3,000円</p> <p><u>15㎡</u>を超えるものは、3,000円に<u>15㎡</u>を超える<u>5㎡</u>又はその端数ごとに、1,000円を加算した額</p>		<p>塔によるものは、<u>5平方メートル未満</u>のものは、1枚又は1基につき 1,000円</p> <p><u>5平方メートル以上10平方メートル未満</u>のものは、1枚又は1基につき 2,000円</p> <p><u>10平方メートル以上</u>のものは、1枚又は1基につき 3,000円</p> <p>ただし、<u>15平方メートル</u>を超えるものは、3,000円に<u>15平方メートル</u>を超える<u>5平方メートル</u>又はその端数ごとに、1,000円を加算</p>

改正案			現 行		
					した額 (ネオンサイ ンその他電飾 設備を有する ものを含む。)
		ハ アーチに よるものは、 1基につき 4,000円			アーチによる ものは、1基に つき 4,000円
		ニ 宣伝車は、 1台につき 2,000円			宣伝車は、1台 につき 2,000 円
					アドバルーン は、1個につき 800円
		ホ 電柱・街灯 利用広告物 は、1個につ き 300円			電柱・街灯利用 広告物は、1個 につき 300円
		ヘ 標識利用 広告物は、1 個につき 3 00円			標識利用広告 物は、1個につ き 300円
		ト 車体利用 広告物は、3			車体利用広告 物は、3㎡以下

改正案		現 行	
	<p>m²以下のものは、1個につき 300円</p> <p>ただし、合計が2,000円を超える場合は、2,000円</p> <p>3m²を超えるもの又は<u>ラッピングバス</u>（印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示する路線バスをいう。）は、車体1台につき 2,000円</p> <p>チ 広告幕は、1枚につき 300円</p> <p>リ 立看板は、1個につき</p>		<p>のものは、1個につき 300円</p> <p>ただし、合計が2,000円を超える場合は、2,000円</p> <p>3m²を超えるものは、車体1台につき 2,000円</p> <p>広告幕は、1枚につき 300円</p> <p>立看板は、1個につき 300円</p>

改正案				現 行			
			300円 又 広告旗は、 1個につき 300円				広告旗は、1個 につき 300円
			ル その他の 広告物は、1 枚、1基又は1 個につき 3 00円				その他の広告 物は、1枚、1基 又は1個につき 300円
(4)～(8)の表 (省略) 4・5の表 (省略)				(4)～(8)の表 (省略) 4・5の表 (省略)			